

特別支援教育就学奨励費の種類及び対象者等

支給回	支給時期	支給費目	対象	支弁区分	支給予定金額
第1回	8月下旬	新入学児童生徒学用品費 (注)本年2月又は3月に新入学準備金を 受給している方は対象外です。	小学校1年	Ⅱ	54,060円
			中学校1年		63,000円
第2回	11月下旬	学用品費等(4月～9月分)	小学校1年	Ⅱ	5,820円
			小学校2～6年		6,955円
			中学校1年		11,370円
			中学校2～3年		12,505円
		オンライン学習通信費(4月～9月分)	小・中学校全学年 (1世帯につき1支給)	Ⅱ	7,000円
		修学旅行費※	小学校6年	Ⅱ	実費相当額
			中学校3年		
校外活動費等参加費※	小中学校全学年	Ⅱ	実費相当額		
通学費	該当者のみ	Ⅱ			
			Ⅲ	実費相当額の1/2	
第3回	1月下旬	校外活動等参加費※	小中学校全学年	Ⅱ	実費相当額
第4回	3月下旬	新入学準備金 (注)特別支援学級への入学者に限ります。 別途申請が必要です。	小学校への入学を次年度に 予定している者	Ⅱ	54,060円
			中学校への入学を次年度に 予定している者		63,000円
第5回	4月下旬	学用品費等(10月～3月分)	小学校1年	Ⅱ	5,820円
			小学校2～6年		6,955円
			中学校1年		11,370円
			中学校2～3年		12,505円
		オンライン学習通信費(10月～3月分)	小・中学校全学年 (1世帯につき1支給)	Ⅱ	7,000円
		移動教室費※	中学校全学年	Ⅱ	実費相当額
		校外活動等参加費※	小中学校全学年	Ⅱ	
通学費	該当者のみ	Ⅱ	実費相当額		
			Ⅲ	実費相当額の1/2	
その他	給食費	支弁区分Ⅱの方のみ、申請月の給食費から援助。			

- 1 転出、転学、生活保護受給開始、域外就学等をする場合は、支給額等が変更になります。
- 2 就学奨励費は立替払いではありませんので、在学する学校に納付すべき教材費等は指定された期日までにお支払いください。ただし、学校への未払が生じた場合は、保護者口座ではなく在籍校長口座に振込むことがあります。
- 3 区域外就学者の給食費は、在学校の指示に従いお支払いください。後日、保護者口座に市規定の支給金額の範囲内の額を振込みます。
- 4 校外活動費、修学旅行費、移動教室費については実施後の支給となります。
- 5 支給時期及び支給金額が変更されることがあります。
- 6 生活保護を受給している場合、※の支給費目のみ対象となります。